

産業構造審議会保安分科会液化石油ガス小委員会（第4回）議事録

日時：平成26年6月26日（木曜日）14：00～15：30

場所：イイノホール&カンファレンスセンター4階Room B

議題：

- （1）ガス事業法及び液化石油ガス法の保安規制のあり方について
- （2）その他

議事内容

○大本ガス安全室長　それでは、定刻となりましたので、ただいまから第4回産業構造審議会保安分科会液化石油ガス小委員会を開催いたします。

開催に当たりまして、事務局を代表して、商務流通保安審議官・寺澤より御挨拶させていただきます。

○寺澤商務流通保安審議官　こんにちは。商務流通保安審議官・寺澤でございます。

本日は第4回の液化石油ガス小委員会に御参加いただきまして、ありがとうございます。前回、ガスシステム改革を受けて保安規制のあり方、液化石油ガス分野における保安のあり方を御議論していただきました。非常にたくさんの御意見をいただきました。そうした御意見を踏まえまして、本日、事務局より方向性の案を提示させていただきますので、ぜひともよろしく御議論をいただければと思います。

保安水準の維持向上は大前提でございますので、そういう方向に向けて本日しっかりと御議論いただければ幸いです。よろしくお願いたします。

○大本ガス安全室長　では、ここからの議事進行は橘川委員長によりお願いいたします。

○橘川委員長　こんにちは。よろしくお願いたします。それでは、早速、事務局より委員の御紹介と資料の確認をお願いいたします。

○大本ガス安全室長　本日は、委員18名中14名が御出席で、小委員会の定足数に達しておりますことを御報告いたします。今回から新たに参加される委員の方を御紹介いたします。公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会理事・環境委員長・大石委員でございます。

○大石委員　大石でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○大本ガス安全室長　日本LPガス協会会長・増田委員でございます。

○増田委員　増田でございます。よろしくお願いたします。

○大本ガス安全室長　続きまして、配付資料の確認をいたします。

配付資料一覧のとおり、資料1、2、参考資料がございます。資料に不備等がございましたら、事務局まで御連絡いただければと思います。

○橘川委員長　それでは、議事次第の紙を見ていただくとわかりますが、本日の議題1つ目、ガス事業法及び液化石油ガス法の保安規制のあり方について早速に入っていきたいと思っております。それでは、大本ガス安全室長から説明をお願いいたします。

○大本ガス安全室長　資料2を御覧いただければと思います。本日、論点を2つ挙げさせていただきます。まず1つ目が、1ページ目の簡易ガス事業に係る保安のあり方のところでございます。

(1)ですが、6月5日にガスシステム改革小委員会で簡易ガス事業の規制について検討され、保安規制の整合化が図れるのであれば、簡易ガス事業制度を廃止し、保安規制は液化石油ガス法に整理できるのではないかという意見をいただきました。これを受けて、前日も6月11日の小委員会で御審議いただいたところでございます。論点としては、今の簡易ガス事業について液石法に移せるかどうかでございます。

(2)でございますけれども、目指すべき方向性というところを挙げさせていただきました。簡易ガス事業（70戸以上）に係る保安規制をガス事業法から液化石油ガス法へ移行することについては、安全性の確保を大前提とし、保安規制の整合化が図れるのであれば、移行は可能であると考えられるとしてございます。

その中で、経緯論でございます。まず、前回も少し御説明しましたけれども、そもそも簡易ガス事業制度は昭和45年にガス事業法案が成立することでもって導入されてございますが、これについては保安規制というよりは事業規制の面からこの制度が導入されているというのがここに挙げさせているものでございます。

もう1つは、実態面でございます。多くの簡易ガス事業はLPガス販売事業も行っているということで、現行でいくと、70戸以上であればガス事業法、69戸以下であれば液化石油ガス法と両方の規制を受けているということでございます。これが今回、もしも整合化されるということであれば、1つの規制の中でみるということで、事業者の負担が解消されることをここに挙げさせているということでございます。

なお、移行に当たっては、液化石油ガス法の保安規制を基本としつつ、安全性の確保を前提とした規制の合理化、整合化を図るとともに、移行の際に引き続き資格（丙種ガス主任技術者等）を活用できる体制を構築し、移行に係る経過措置、簡易ガス事業者及び自治体等の負担、意見等にも留意しながら、今後とも引き続き詳細かつ慎重に検討する必要があると考えられるとしてございます。

また、個別論ということで(3)を御覧いただくに当たって、次の2ページ目の表を御覧いただければと思います。これは現行の保安距離をあらわしたものでして、左側に容器とか、バルク容器とか、バルク貯槽、貯槽といわれる貯蔵種別をあらわし、右側が貯蔵能力ということで、1トン未満（1,000キロ未満）、2つ目が1トン以上3トン未満、右側2つ目が3トン以上10トン未満、右側が10トン以上。その中にも左側がガス事業法、いわゆる簡易ガス事業、右側が液化石油ガス法は2つあるという整理の表でございしますが、青色のところは、実は見比べると同じ数字になっており、ガス事業法と液化石油ガス法が同じような法案になっているというところであります。黄色はどちらかという液化石油ガス法、液化石油ガス法の方が保安距離は短くなっておりまして、緑色は簡易ガス事業の方が保安距離は短くなってございます。

オレンジとか赤色、10トンの一番右側ですけれども、赤字色に何も数字が書いていないのですが、液化石油ガス法は69戸以下なので、そもそも10トン以上のものをここで実態面も規定上もしていないというところがございます。一方、簡易ガス事業は、いわゆる計算式みたいな形になっていて、最初は液化石油ガス法のほうが保安距離は短いのですが、いわゆるX値といわれるところが大きくなるにつれてガス事業法の保安距離が短くなるような構成になってございます。

真ん中の上から3つ目のバルク貯槽といわれるものでございますけれども、これは平成8年の液化石油ガス法の改正によって導入されたもので、液化石油ガスをバルクローリーで一般消費者のところまで供給するシステムでございまして、このバルク供給につきましては、保安距離が短くなっているのは、実は導入に当たって実験をやって、規制合理化を確認して保安距離を設定している整理になっており、ここはそういう背景で短くなっているということでございます。

今後の方向性として、2ページ目の下でございましてけれども、10トン未満については、総じて液化石油ガス法の規制によって十分検討された内容になっているので、液化石油ガス法の保安規制を適用することで簡易ガス事業に適用しても保安を維持できると考えると

してございます。一方、10トン以上につきましては、いわゆる簡易ガス事業を適用するのが合理的であり、ガス事業法の保安距離を適用することで保安を維持できるのではないかと考えてございます。

3 ページ目の②導管でございます。液化石油ガス事業については、一般的には容器から気化させて圧力を落とす調整器、また配管、いわゆる導管という構成になっています。この導管が簡易ガス事業でいうと一般的に液化石油ガス事業よりも長い、場合によっては、液化石油ガス事業も公道にはわせませけれども、簡易ガス事業については公道にはわせている状況になっています。

ガス事業法では、導管の材料、構造、防護措置とか、詳細な基準を解釈例に基づいて設定してございます。特に構造については液化石油ガス法の内容を遵守しつつ、より詳細な例示基準を設定してございます。ただ、実態上は、液化石油ガス事業も簡易ガス事業も同じような材質、管厚を使用されているということでございます。

今後の方向性としては、液化石油ガス法はそもそも大規模な導管供給を前提とした規制ではないので、ガス事業法の技術基準、解釈例の内容を必要に応じて補完するなど、移行後においても従来どおりの安全性が担保できる導管の技術基準を液化石油ガス法の中に整備することが適当と考えられます。

次に、③ガス漏れ警報器につきましては、ガス事業法、液化石油ガス法ともガス警報器そのものの基準については同様な規格になっており、移行に際しても問題はありません。一方、設置を義務付けている施設、建物につきましては、液化石油ガス法では共同住宅について設置する義務を行っております。この部分が移行に際しては規制強化になるというところでございます。

今後の方向性としては、液化石油ガス法を基本とすることが適当とし、ただし、移行に当たっては一定の経過措置が必要であると考えております。

続いて、4 ページ目でございます。手続面でございます。簡易ガス団地につきましては、いわゆる団地ごとに経済産業大臣の許可を得ています。実態面としては事業関係を経済産業局、保安関係を産業保安監督部が審査しているところでございます。

一方、液化石油ガス法は販売所ごとに行政機関への届出ということで、これはエリア規制になっておりまして、1 の都道府県であればその都道府県。例えば、関東エリアの2 県にまたがっている場合は関東の産業保安監督部。関東と中部とかエリアをまたがっている場合には本省という申請となってございます。要は、簡易ガス事業は国といわれるところ

が申請の宛先なのですが、液化石油ガス法については自治体といわれる行政機関も入っているというところが違います。

このため、簡易ガス団地が液化石油ガス法に仮に取り込まれる場合は、普通でいくと、ここの団地のお客さま、どの所有者がどこの販売店のお客さんなのかを整理していくことが必要になってくるかと思います。これは販売事業もそうですし、保安業務も同じようなことになります。大体は簡易ガス事業については既存の液化石油ガス販売事業を登録している人が保安業務を行っていると同っておりますが、仮にそういうことがない方がやる場合は、販売事業の登録、場合によっては保安業務をする場合は保安機関の認定という業務が発生する。既存については、そもそもの一般消費者の数がふえることの増加認可みたいな手続きが発生するというので、いわゆる業務負担が発生することをここで書かせていただきました。

4 ページ目の今後の方向性につきましては、液化石油ガス法の保安規制を基本としつつも、移行に係る経過措置、簡易ガス事業者、自治体等の負担にも留意しながら、今後とも引き続き詳細かつ慎重に検討していく必要があると考えられるとしてございます。

続いて、5 ページ目の保安責任者でございます。この表の一番上に簡易ガス事業、左側に三種簡易ガス主任技術者免状を受けている者と書いてございます。ガス主任技術者については、ガス工作物の維持管理をしっかりとみるということで定めているところでございます。

一方、液化石油ガス販売事業については、第2種販売主任者免状を受けている者と書いておまして、いわゆる販売事業の責任者として業務主任者を挙げていますが、その資格として第2種販売主任者免状をうたっているところでございます。

そういうものがこの表で書かれているところでございますけれども、今後の方向性の基本としては液化石油ガス法を基本とすることが適当と考えられます。ただ、この三種ガス主任技術者を始めとするガス主任者制度について、引き続き移行にあっても活用できる体制を構築することが必要と考えられます。それが論点1です。

続いて、6 ページ目を御覧ください。6 ページ目は論点2を挙げさせていただいております。消費段階におけるガス事業法と液化石油ガス法の保安規制のあり方でございます。

前回のときにも経緯論がどうなのかということがあったので、後ほど説明させていただきますが、そもそもの論点につきましては、簡易ガス事業法を液化石油ガス法に移行するというよりは、それぞれがある消費機器とかの設備の周知とか頻度について相違があるこ

とに関して整合化をどうするべきかを検討することが(1)の検討の課題になってございます。

(2)目指すべき方向性でございますけれども、都市ガス、LPガスに係る需要家保安の維持向上を図りつつ、ガス事業法及び液化石油ガス法に係る規制・保安体系やこれまでの保安対策に留意しつつ、可能な限り両方の規制の合理化を図るとともに、技術の進展、事故の状況を踏まえた規制の合理化を行うことが適当と考えられます。

(3)として、消費機器の周知業務でございます。経緯論としてガス事業法でございますけれども、ガス事業法の周知業務については、ガスの消費先におけるガスの使用に伴う危険発生を防止するために、昭和45年に規定を加えてございます。当初としては年1回でございましたが、平成7年の改正により、全需要家に対するところは内容を絞り込み、頻度を3年に一度と緩和してございます。一方で、非安全型機器を使用する需要家に対しては年1回ということで、めり張りをつけた対応を行ってございます。

一方、下の液化石油ガス法でございますけれども、この周知については災害の発生を防止するために、昭和53年に規定が加えられて、当初、ガス事業法と同じく周知頻度については年1回でございましたが、液化石油ガス法の大改正のとき、平成8年改正のときに、年に1回というところを必要最小限の規制とすべく2年に1回以上行うとしてございます。一方、非安全型機器については毎年度1回以上ということで、ここについてもめり張りをつけるような対応をしてございます。

7ページ目を御覧ください。今後の方向性でございます。周知頻度については、可能な限り整合化を図ることが必要と考えてございます。ガスの使用者及び事業者の負担軽減を図りつつ、必要最小限の規制とする観点から、後ほど説明しますが、実は液化石油ガス法の消費機器の調査頻度が4年に一回以上ということも、例えばこの頻度を今の3年に一回、2年に一回ではなくて、4年に一回にしてはどうかということを挙げさせていただいております。仮に3年に合わせたとしても、訪問頻度がずれてしまうことになってしまいますので、安全機器を導入しているところについては4年で統一してはどうかということを挙げさせていただいてございます。ただし、なお書きですけれども、非安全型機器を設置している需要家については、引き続き毎年度、年に1回以上を行うということで、ここについてもめり張りをつけるような対応をしてはどうかと考えてございます。

次に、(4)消費機器の調査頻度でございます。消費機器の調査につきましては、ガス消費先のガスの危険性を防止するために昭和45年に規定が加えられてございます。当初、頻

度としては3年に一回以上でございました。それぞれその中でいろいろな対象機器とか、いろいろ変遷を経て、7ページ目の下から6行目の平成9年の改正というところを御覧いただければと思うのですが、消費機器は3年に1回以上行くとされていたのですが、実際には3年よりも短い期間で計画を立てなければいけないということで、事業者はいわゆる33ヵ月から35ヵ月間に1回の頻度で調査を行ったと。実質的に3年に一回以上の調査ができるように頻度を40ヵ月に延長した経緯がございます。

また、別の議論でございましたけれども、前回も不在者という話でございました。昭和53年に不在の議論、3回以上訪問したという様式に規定を扱っているということでございます。

一方、8ページ目の液化石油ガス法でございますけれども、昭和42年に災害防止のために調査義務が考えられて、当初は3タイプ頻度でございました。毎月1回、毎年1回、2年に1回でございます。昭和53年に事故の実態を踏まえた頻度を確実に確保する観点で、2年に1回に統一することが妥当と整理して、2年に一回で運用している。

その後、液化石油ガス法の大改正の中で、安全機器の普及が非常に起きたということで、平成元年の安全機器の普及が1%、いわゆる1桁台の普及率だったのですが、改正の見直し時期、6～7年ぐらいのときには98%近くまで安全機器が普及されてございます。それと逆に、事故率は激減したということがございまして、このところの安全機器の普及状況、また事故発生比率の減少という観点から、頻度を2年から4年に延長しているということでございます。そのときに、ここの頻度が40ヵ月4年で相違が起きているというところがございます。

不在については、液化石油ガス法では特段規定がないので、前回もお話ししましたがけれども、事業者によってはまた訪問するというところがございます。

今後の方向性でございますけれども、調査頻度については可能な限り整合化することが適当と考えられます。例えば、その頻度については、両方ともに必要最小限の規制とすべく、液化石油ガス法の頻度に合わせて4年に1回以上行うことを今ここで挙げさせていただいています。

また、再調査のために3回以上訪問したけれども調査ができない場合は、不在として処理することを液化石油ガス法でも通達等で手当てして、明確化することを挙げさせていただいています。

ただ、前回も委員からありましたけれども、不在の処理の仕方によっては、場合によ

ては消費者に不利益が出るような処理になってしまう懸念があるのではないかという御指摘もございましたので、なお書きのところでございますが、今の訪問のタイミングをしっかりと工夫して、なるべく不在とならないように取り組むこと、また立ち入りされた場合にはその旨を明確にすることをここで挙げさせていただいております。

あと、参考資料を御覧いただければと思うのですが、前回も委員の方から事故の発生状況が有意な比較がどうなのかという御指摘もございました。前回、単年度の事故発生状況で挙げさせていただきましたが、1 ページ目の一番上のところの①消費段階における事故件数で10年間分を挙げさせていただいております。

真ん中に比率、需要家数を分母として事故件数を分子として、 10^{-6} という数字でございます。2013年で 10^{-6} が同じで、LPガスは3.8、一般ガスは19、簡易ガスは10。一番左側の2004年は 10^{-6} が同じで、それぞれ1.6、0.7、1.8とそんなに変わってございません。ただ、2013年は留意点としてFF式の給湯器のケーシング変形といわれるものが305件ございまして、いわゆる事業者側も安全サイドでガス事故だという届出をされている背景がございます。実はこれを除くと、下に書いてある8.8という数字が一般ガスについては当てはまることからすると、先ほどの簡易ガスの10.0とか3.8をどう評価するところではございますけれども、そんなに大きな有意な差があると見受けられません。

ただ、実は定義が若干違っておまして、液化石油ガス法はガス漏えい事故を事故にカウントしてございます。それが下の現象別のところで、事故件数（10年間）に、漏えいに一般ガス、簡易ガスはゼロでございますけれども、LPガスに漏えい事故と。これは消費段階でございますが、挙げさせていただいております。

2 ページ目を御覧ください。事故の原因を上流、中流、下流というところで整理しているのが2 ページ目。

あと、3 ページ目が発生箇所別という、どこの場所でそれぞれ起きているかということも挙げさせていただいております。3 ページ目は、例えば瞬間湯沸かし器、風呂釜とか、真ん中にあるのですけれども、ここ一般ガスが多いのは、先ほどみたいなケーシング事故みたいなものがカウントされているところでございます。これは発生箇所別の事故でございます。

比較がなかなかできないのではないかと、統一的な視点でみるべきではないかということで4 ページ目を用意させていただきました。いわゆる死亡事故、重傷事故といわれるところが比較を考慮するところで多少参考になるのかなと。暫定値のため、もしかしたら数字

が少し変わるかもしれないことを御容赦いただきたいのですが、一番上が一般ガス、真ん中が簡易ガス、下がLPガスでございます。ここ7～8年のところでございますけれども、大体1桁台で起きているということで、こういうことからみると、総じて各ガスに関してそんなに有意な差があるとは考えにくいかと思っております。以上です。

○橘川委員長　　どうもありがとうございました。それでは、かなり細かいところにもわたりますので、論点は大きく2つありましたので、論点を2つに分けて議論していきたいと思っております。

最初は、資料2の1ページから5ページに当たると思いますが、簡易ガス事業に係る保安のあり方というところから議論していきたいと思っております。発言される方は名札を立てていただければ、順次御指名させていただきます。よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

○天野委員　　前回欠席いたしましたので、もう既に出ていることかもしれないのですが、5ページの一番下の今後の方向性で、移行の際に引き続き資格を活用できる体制を構築するということは具体的にはどのようなことが考えられるでしょうか。

○大本ガス安全室長　　今、丙種ガス主任技術者、いわゆる簡易ガスを主に資格を得ているところでございます。仮に簡易ガス事業が液化石油ガス法に移行した場合、丙種ガス主任技術者が要は液化石油ガス法の中で取り込まれないと、せっかくとっていただいた資格が活かされないので、例えば、今、液化石油ガス法の業務主任者といわれる資格を要件にしているのですが、その中にも販売2種とかと書いてございますが、この中に丙種ガス主任技術者をもっていけば業務主任者の資格になりますというようなことを取り込んであげることが大事ではないかと思っております。

ただ、どちらの資格のほうが難しいのかという話もちょっとあるのです。丙種ガス主任技術者は実は記述式になっていまして、合格率も20%台。販売2種のほうは40%台ということで、一般的に丙種ガス主任技術者の方が難しいと業界の中ではいわれているところでございます。

丙種ガス主任技術者というか、簡易ガス事業で留意点としては、やはり公道とか導管の扱いをみており知見がありますので、仮にそれを導入した場合は、液化石油ガス法でも導管の扱いをちゃんとしっかり認識してもらう必要がございます。場合によっては、業務主任者の講習義務とか再講習の義務がございますので、テキストの中に導管の知識みたいなもの、コンテンツをちゃんと入れ込んだ形で手当てするなどの配慮が必要なのかなと考え

てございます。

○天野委員 ありがとうございます。

○橘川委員長 よろしいでしょうか。ほかにはいかがでしょうか。吉川委員、お願いします。

○吉川委員 私も前回欠席しておりましたので、勉強が足りていない部分があるかもしれませんが、今回、2つの法律の統制ということで、規模の違いで分けられていたものがLPガス法に一本化されることで整合化されることは全体的にいいことだと思うのです。合理的なことだとは思いますが、これによって従来バルクとかトン数の非常に大きい形での供給をしていなかった事業者さんが、同じ法律の免許の中でできるメリットによって何か業界的に劇的な変化が予想されるのかどうか。

仮にそうであるとして、さっきありましたけれども、タンクの方式が変わったりということで、今までそういう大きな規模でのタンク供給をしていなかった事業者さんが、そういう新しい分野に参入するときに技術的なチェックなり、コントロールが効くシステムが法規制の中に組み込まれているのかということが1点気になりました。

主な視点というのは、安全性の確保が規制対象法が変わることによってちゃんと担保されるのかという観点だけが私の唯一の気がかりなのです。

2点目の質問は、7ページあたりで調査義務の期間。消費機器の周知業務は4年に1回でそろえるということで、これは消費機器の調査頻度をそろえるという御説明があったかと思うのですが、一方で、LPガスも導管の素材でまだ安全性が十分でない導管の問題があるように認識しているのです。そうだとすると、需要者と業者さんとの接する機会の頻度を延ばしてしまうことによって、そういう導管の工事とかの説得に関してやりにくくなる部分があるのではないかと、そこら辺をどのようにお考えかということもあわせて教えていただければありがたいと思います。以上です。

○橘川委員長 では、業界の話は、どちらかという内藤代理委員にお答えいただいたほうがいいのかと思うので、最初は内藤さんのほうから先にやりますか。

○内藤代理 今回、簡易ガス事業者がLPガス業界に統一されたことによって大きな変化があるかということ、正直余りないというのが感想です。なぜかということ、簡易ガス事業者の方々の多くはLPガス販売事業者も兼ねていらっしゃるの、実態としてはメンバーは変わらないということでございます。

ただし、重ね重ね申し上げますが、統合に当たっては保安第一ということで、いろいろ

な基準等を進めていただくことが前提にあります、それさえ担保できれば問題なく統合、一体化はできると思っております。

○橘川委員長　その点、松村委員はいかがですか。

○松村委員　業界で変化があるかということですがけれども、規模が要するに液石法では大規模な貯蔵施設を規定しておりません。それはそもそも供給のお客様の、基本的に供給形態として69戸以下のものしか定めていないからなのです。これにガス事業法でこれまでやってきている簡易ガス事業（70戸以上）のものが一本化されたからといって、その10トン以上の現実にはL Pガス販売事業では使う必要がないものについて、規模の大きい簡易ガス用の規定がそのまま移るだけですから、規模の小さいL Pガス販売事業の方がわざわざ形態を大きくしてやることは考えられないということです。

もう1つは、先ほど内藤代理が申し上げられたように、兼業をやっていますから、形態として変わることはないと思っています。

○橘川委員長　では、規制の件について、大本室長、お願いします。

○大本ガス安全室長　液化石油ガス法では、バルク貯槽による供給とボンベ供給、簡易ガス事業はいわゆるストレージタンクといわれるものとバルク貯槽によるものとボンベ供給というのが大体のところになるかと思えます。

10トン以上のストレージタンクのところは、今の液化石油ガス法というよりは簡易ガス事業の10トン以上のところの考え方を今回導入することになり、液化石油ガス法では10トン以下の規制は規制合理化されていることからすると、規制面からでも実態の関係では特段問題はないのかなと事務局として思っております。また、調査頻度を4年に一回に合わせると、導管の安全性を失う機会があるのではないかという話がございますけれども、古いものについては、今の調査期間についてはそもそも40ヶ月と4年に一回という議論なので、そこは4年に一回に合わせることで、多少8ヶ月に緩和されることにはなりますが、例えばポリエチレン管に切りかえている場合は、実はそもそもメンテナンスフリーというか、4年に一回の対象から外れてしまうお客様になりますので、安全な機器のお客様はこの規制の対象から外れているのが今の前提になっています。

仮にそういう古い管をもっているところは、40ヶ月という都市ガスの頻度は今回4年にするというので、8ヶ月延長されますが、40ヶ月という中途半端なところを4年に合わせたほうがいいのではないかと思います。

ただ、調査の周知期間は、どちらかというとお客さまにガスの危険性をお知らせすると

いう頻度のことを申し上げるには、確かに法的には頻度が下がってしまう部分はあるかもしれませんが、ここは4年に1回以上になりますので、場合によっては頻度を上げることも事業者の自主的なところでは可能ではございますけれども、ここの意識のところとはまた別なのかなと考えているところでございます。

○橘川委員長　よろしいですか。

○吉川委員　参考資料の2ページでつけていただいた事故原因比較の分析が、時間がないうちで私自身できていないのかもしれないのですが、ぱっとLPガスをみると、下流とか消費段階での施工不良とか、割と消費側なりの下流のまさに施工だったり、他工事だったりというところに数字が目立ったところがあるように思っていて、ここら辺の発生原因に鑑みても、消費機器の周知期間が延びることに関して問題はないとお考えなのかどうかを最後に1点伺わせてください。

○大本ガス安全室長　この辺の事故原因をちゃんとしっかり対策をとっていく必要はあろうかと思っておりますけれども、2年に一回と4年に一回に頻度を緩和するところと事故原因を潰していくところを同一視するかどうかはまた話の質が違うのかなと思っていて、一般的な周知は、いわゆるガスの危険性をお伝えするというので、日頃のガス事業者さんでお知らせする中でもしっかりやっていかなければいけない部分があるかと思っておりますので、そういう本当に事故原因をしっかりやらなければいけない部分については、日頃のガス事業者の取り組みの中で解決していくべき課題ではないかと考えてございます。

○橘川委員長　議事の進め方ですけども、論点1と論点2、なかなか切り分けられない部分もありますので、論点2の6ページ以降の消費段階におけるガス事業法と液化石油ガス法の保安規制のあり方も含めて、論点1と論点2、区切りなく質問、御意見を頂戴したいと思います。

大石委員、お願いいたします。

○大石委員　ありがとうございます。私も前回欠席しておりましたので、質問の事項が既に出ていることであれば、御容赦ください。

まず1点、資料2の3ページの導管のところの(b)今後の方向性の中で、今まで出ている議論と重なると思うのですが、移行後においても従来どおりの安全性が担保できる導管の技術基準を液化石油ガス法の中に整備することが適当と考えられると書いてあるのですが、安全性が担保できる導管の技術基準がどういうものなのか。上のところに書いてある管の材質とか厚さにもよるでしょうし、あとはいつそれがつくられたものかという

老朽の度合いなどによってももしかしたら必要性が変わってくるのではないかと思いますので、その基準についてどのようにお考えか1つお聞きしたいと思います。

それから、同じように論点2に対しても、安全性が担保された機器かどうかということですが、やはりいつ機器が使用され始めたかという使用年度によっても点検の度合い、必要性がかなり変わってくるのではないかと思います。そこら辺の安全性の担保についてもお考えがあればお聞かせください。

以上です。

○橘川委員長　大丈夫ですか。少しまとめてからの方がよければ……。

○大本ガス安全室長　最初の導管のところの技術基準については、実はガス事業法も液化石油ガス法もいわゆる性能規定といわれる定性的に安全性を担保しなさいというような基準になってございます。安全性を担保する具体的なものをガス事業法では解釈例、また液化石油ガス法では例示基準と言いが違うのですが、具体的なものをあらわすための例示を示している基準があります。そこでいろいろ具体的な数値とか内容が書かれております。

その中に、実はこれはガス事業者の判断とか、LPガス販売業者の判断で定性的に書いている基準を遵守するために、自らの責任で対応することもできることではあります。そこに書いている内容の中に、例えばこの導管のところに路面荷重を考慮した管厚計算とか、いわゆる公道ですと車とか通りますので、いわゆる荷重に耐えられるような管厚になっているかどうかをガス事業法では解釈例に詳しく書いてあるのです。一方で、液化石油ガス法では残念ながら例示基準に書いていないというのがあります。

例えば、そういうものを今回移行した場合には、ガス事業法の解釈例で書いている内容を液化石油ガス法の例示基準にコピーというか、移植することでこの基準を担保することも考えられるのではないかとこのことをここでは挙げさせていただいております。

同じ管を使っていると伺っておりますので、実態面では問題ないと思っておりますが、そういうことを基準面でもちゃんと整備することを細かくそれぞれいろいろな観点からみていく。これは導管に限らず、いろいろなものもしっかりチェックしていかなければいけないと思います。そういうことを整理するのが重要なことと思っております。

○橘川委員長　他にはいかがでしょうか。1つ質問なのですが、参考資料の参考1、消費段階における事故発生件数という表なのですが、先ほど縦に読んだのですが、2004年と2013年を比べると、どのガスの種類もえらく事故件数が増えているようにみ

えるわけです。多分、定義が変わったのではないかと思うのですが、その御説明をいただきたいのです。

○大本ガス安全室長 1 ページ目の参考 1 の①に消費段階の一番上のところで、例えば一般ガスで77から 147、L P ガスも67から 112という事故件数に上がってございます。1 ページ目の一番上の段落の事故件数で、2006年と2007年の数字を見比べていただくと、実は2倍になってございます。

これは2つの背景があるといわれていまして、1つはパロマの事故を受けて、しっかり事故届をしなさいという行政側の業界に対する強い要請があったこと、もう1つは、当時いろいろな液化石油ガス法の違反がありまして、やはり業界側が事故の届出をしっかり出すようになってきたという、いわゆる行政側のアプローチと事業者側の問題意識の向上で事故の捕捉率が上がったということで、当時の審議会でもいわれているところでございますけれども、ここが1つ大きな要因になって、そこからは横ばいになってきているのが今の実態なのかなと思ってございます。

○橘川委員長 一般ガスが2011年以降上がるのは。

○大本ガス安全室長 ここは特に先ほどのF F 式のケーシングではないのですけれども、いわゆる瞬間湯沸かし器とかバランス型風呂釜とかというものがあって、UR住宅とかで設置された風呂釜で、カチャカチャ回してもなかなか火がつかないので、消費者が繰り返しやることによって小爆発を起こす事故がございまして、特に人的被害はないのですが、後々ガス会社が点検すると風呂釜が変形している事例があって、これをガス事業者が事故と捉えて事故報告するようになったのがこの辺の時期と私どもは理解して、ここはガス事業者のモラルというか、事故届をする意識がちゃんと認識されて、しっかり出すようになった要因も1つあるかと認識してございます。

○橘川委員長 今のような説明がないと、このデータだけ外に出て、片方で緩和という方向が出ると、何か矛盾しているようにみえてしまうので、その説明をよろしく願います。ほかはいかがでしょうか。松村委員、お願いします。

○松村委員 参考資料でちょっと確認させていただきたいのですけれども、一般ガス、簡易ガス、L P ガスの事故件数を比較してありますが、ガス事業法の事故件数は詳報ベースでよろしゅうございますね。年報ベースではないと。

○大本ガス安全室長 詳報ベースでございます。昨日も松村委員からガス安全小委員会のときに、年報ベースも集計して比較すべきという話がございましたけれども、年報ベー

スが実は製造と供給を想定したものでございまして、消費段階の事故件数は年報ベースでは集計してございませんので、消費段階の事故件数は詳報事故で集計することで問題ないのかなと認識しております。

○松村委員　あと、参考資料の2ページ目で、事故原因比較なのですけれども、左側の操作で、注2は注釈の下から2行目ですが、2つのことを書いてある気がしているのです。これは2件とみるべきなのでしょう、どうなのでしょう。

需要家が給湯器の配管をつなぎ間違えというのは、どうも家庭用かなと。だけれども、需要家が自分で給湯器の配管をやるかどうかというのはちょっとわからない。後半は、ガス管に水道管をつないでガス管に水を流し込んだ、これなどは普通の消費者がやるのだろうか。何か2つのことを1つに書いてありませんかということなのです。

そこはすぐ出ないとして、申し上げたいことは、ここで比較してありますけれども、要するに年報ベースのガス事業法と液石法では、事故の定義とか範囲が違っているわけですよ。もちろんガス事業法ではここでいう上流とか中流がありますから、そこは除くのは当然だとしても、例えばガス漏れ、灯外内管、灯内内管でガス漏れがあった場合、ガス事業法では事故と扱わない。しかし、年報ベースでは報告の様式に入れてあって、報告させている対象になっているわけです。

だとすると、そういうレベルでそろえることができるのではないかということなのです。事故の定義とか範囲とか、そういうことでそろえてみてどういうことになるのだろうかというのが1つあるわけです。論点2の4年に1回とかということのをそろえるのはいいことなのですが、どのようにそろえるべきかというときにそういう分析が必要なのではないかと思います。もう1つは、5月29日のガスシステム改革小委員会でもありましたけれども、自主保安という話が出てきて、サービスの一環で義務ではないかのような言い方をされているところがあるわけです。自主保安とは何なのだろうと考えますと、本来、国の規制も大体後追いになっていることが多いわけです。国の定めた基準さえ守っていればいいというものではなくて、むしろ規制の趣旨を踏まえて民間の技術進歩であるとか最新の知見を活用して、保安水準を高めるために民間の重要度を増したという、いわば民間の性善説に立った考え方だったのではないかと思います。どうもその辺が最近出てきている話と、義務ではないとかという話になってくると、微妙に違ってきているのではないかと思います。そういう自主保安がよかったとしてですけれども、参考資料の2あたりでみますと、一般ガスの事故原因は設計不良ですとか管理不足がかなり多くを占めてい

る。そうすると、自主保安で保安水準が高いといわれているところでなぜこんな多い事故になっているのでしょうかというのを知りたい。まさに管理不足というのは、何かその辺の原因がないかどうかを分析すべきではないでしょうかということなのです。

○橘川委員長 後半の議論は昨日の委員会の議論のような気がするのです。ここで議論することなのかどうか、ちょっと違うような気がするのですけれども。

○大本ガス安全室長 1つ、灯外内管であれば、いわゆるマイコンメーターより外側の敷地内の話になりますので、消費段階ではなくて供給段階になります。また、液化石油ガス法であれば供給設備になるので、事業者側の持ち物なので、ここでいっているのは消費者段階にフォーカスしているので、今の灯外内管といわれるものはマイコンメーターより外なので、どちらかというとな需要家のものなのですけれども、整理としては供給段階的にここでは便宜的に扱っているのがまず補足として1点。

灯外内管に仮に漏えいしたときで、事故にならないことなのですけれども、仮に灯外内管で漏えいして、交通規制までいってしまった場合はガス事故扱いにしているケースがありますが、そこまでのケースは余りないですけれども、一応そういうことも事故扱いしております。ガス事業法では漏えいだけでは基本的に事故と扱っていないことを原則からすると、液化石油ガス法の方がどちらかというとな厳しい見方をしているので、これは判断がなかなか難しいところもあるのですけれども、液化石油ガス法のほうが厳しくみているのではないかと。ただ、これは対象の考え方も実は違うので、事務局としては全部そろえるのが物理的になかなか難しいのですが、なるべく客観的な数字で多少なりとも委員の方に御覧いただくために、例えば参考資料4ページの死亡事故とかのいわゆる重大事故といわれるものがどうなっているのかというところ、一般ガス、簡易ガス、LPガスの3つを見ていただく上では一番いいのかなと思ってございます。

事故の定義とか、今の考え方が少し違うので、なかなか統一的にそろえるのが難しい。このため、4ページ目の重症死亡事故、特にここの中でも大体ゼロとか1桁台前半になっておりますけれども、前回、作田委員からもこの辺で有意の差があるのかという話がございました。ここ近年、この3つのガスの話を見比べても、特に大きな社会問題とかではないと理解しているところでございます。

あと、自主保安でいきますと、確かに管理不足とかということで、実はそれぞれの小委員会で事故報告をさせてもらって、事故原因分析をさせていただきます。液化石油ガス法、ここでも審議会では保安対策指針を毎年審議してもらおう際に、今年の3月13日にも事故の分析

について出しました。販売事業者に起因する事故もまだ起きており、消費者に起因する事故も起きている。こういうところをゼロにすることで、販売事業者に取り組むべき留意点とか、一般消費者に気づいてもらう留意点を保安対策指針で挙げさせてもらっております。

一方で、都市ガスについては、ガス安全高度化計画という大きな目標の中で、死亡事故ゼロに向けて事故原因分析をさせてもらって、この中でもいろいろな要因の中でガス事業者でも自主的な取り組みをさせていただいているところで、本日はそのような参考資料をつけていなくて大変申しわけないのですけれども、ただ、申し上げたいのは、ガス会社のそれぞれの事業者で自主保安というか、日々お客様との関係でしっかり取り組んでいると。

一方で、残念ながら事故は起きているので、それについてはガス安全高度化目標の達成に向けてのそれぞれの役割に応じた対応、保安対策指針という中で販売事業者、保安機関が取り組むべき課題を挙げさせてもらって、対応して、フォローアップさせてもらっているのが現状かと思っております。

○橘川委員長 他にいかがでしょうか。浅野委員、お願いいたします。

○浅野委員 前回から少し詳しい資料を出していただいて、ありがとうございます。

それで、2点ありまして、保安責任者の資格のところ、資料の5ページです。すみません、よくわかっていないので、もう一回確認なのですけれども、資格の中身がどのように違うのかが大分みえてはくるのです。特に技術面では、3ページのところで導管の関連がそういう意味では両者には共通していないところで、もしこれが液化石油ガスの販売事業に資格要件も統一していくとすると、導管を代表とした技術面で違いがある部分がこの資格要件の中でどのようにどこで担保されていくのか。そのあたりがもうちょっと見えると安心だなと思しますので、そのほかに重要な面で何か違いがないのかどうか、資格を得るプロセス、そのあたりをもう一度確認させていただきたいと思いました。

もう1つは、やはり消費者のところへの調査頻度を緩和していきましようというところなのですけれども、8ページの今後の方向性のところで、両方統一して合理化していく、最低限必要と思われる頻度に調整していくというのは、反対ではないのです。しかし、これまでそれなりの頻度を維持してきたことによるメリットとデメリットは、デメリットは手間が増えるのはわかるのですけれども、多分、メリットもあったのではないかと。

そのあたりで、これは事業者さんに伺いたいのですけれども、これだけの訪問をしてきた中でのメリットがあったとすれば、それは機器の安全性はもちろんなのですが、消費者とのコンタクトをすることによるメリットがあったとすれば、中身としてはどんなものだ

ったのか。都市ガスからするとどうということになるのか、簡易ガスの事業者さんとして、その頻度を少し落としていく部分もあるわけですね。少し頻度を落とすことで今まであったメリットが何かそがれることがあるのかどうか、そのあたりは経験則になってしまうかもしれませんが、もう少しだけ聞かせていただくとありがたいです。以上です。

○橘川委員長　それでは、最初の。

○大本ガス安全室長　資格のほうですけれども、そういう意味では、やはり簡易ガスでしっかり踏まえなければいけないのがいわゆるガス主任技術者の資格。それ以外にも、実は業界資格でいろいろなポリエチレン管とか工事する資格とか、自主基準という資格もございます。そういう意味では、いわゆる法的なもの、自主的なもの、それぞれ簡易ガス事業でも行っていることとございます。

液化石油ガス法につきましては、販売事業の責任としては業務主任者といわれる者。液化石油ガス法の保安機関については、参考資料の中にも、あえて説明しなかった6ページ目に、今回調査業務の中で表の真ん中で調査実施者、液化石油ガス法のところに保安業務資格者といわれる方がおります。この中にも今のガス主任者をちゃんと位置づけて、保安業務資格者は注3で7ページ目なのですけれども、いわゆる液化石油ガス法の供給設備の点検とか消費設備調査、周知、緊急時対応をやる能力があると位置づけていまして、保安機関の認定とか審査の際に、保安業務資格者の数を実は審査する要件に定めていまして、その数がちゃんと一定数いるかとか、保安業務用機器がそろえてあるかが保安機関の認定要件になっておりますので、ガス主任技術者とかの資格を液化石油ガス法の中でもちゃんと取り入れてあげることが大事だと思っています。

ただ、よくよく考えると、都市ガスとか簡易ガスをやっているいわゆる自主基準というのも、場合によってはこういうところの中に取り込めることが大事だということであれば、引き続き取り入れるような形で、簡易ガス事業で培ってきた経験、資格をちゃんと液化石油ガス法の中でも引き続き取り入れられるように工夫、留意していくことも必要に応じて検討して、対応していきたいと考えております。

○橘川委員長　調査頻度の問題なのですけれども、これはどなたがお答えすればいいですか。

○内藤代理　調査頻度に関していうならば、毎年調査しなければいけないような古いとか、安全でない機器については確かに1年毎に調査するメリットはあって、それによって新しい最新の機械に買いかえていただくというメリットはございますけれども、要す

るに4年とかそういう安全なものについては、相手に自覚するメリットがないし、手間は私どもの手間もございますし、お客様のほうも面倒でございますので、安全な機械についてはこれで十分ではないかと思っております。

○橘川委員長　むしろ、40ヵ月が48ヵ月になるのは、コミュニティーガスのほうなのではないかと思えます。そちらは違いがあるのでしょうか。

○松村委員　メリットという意味で申し上げますと、事業者側のメリットとなりますけれども、業務の年度計画を立てるに当たって、やはり40ヵ月という中途半端な期間よりも年単位のほうがやりやすいというのはあると思えます。

それから、先ほど内藤代理からもありましたように、そういった機会にお客様がどのような機器を使っておられるのかというようなこと、あるいは調査点検によって機器の具合ということでみせていただいて、この家庭ではどういうものをおもちだということで、これが1つの営業の機会といいますか、チャンスになる、情報収集の機会になるという意味では事業者サイドのメリットにはなる。

一方、消費者サイドでは、もちろん当然のことながら、接触の機会ということで、具合の悪い、あるいは古いものについての照会をしてもらえらるわけですからいいのですけれども、期間が長くなることによってという、機会が少なくなるではないかということでデメリットになるかなのですが、この程度の期間であれば、さして問題はない、余り変わりはないのではないかと考えます。以上です。

○浅野委員　ついでに、確実に消費者と会えるように何か工夫をしている例とかあるのですか。訪問できたら粗品差し上げますとか、そのような工夫をしている例とかもあのかどうかもちよつとついでに何かあれば伺いたいなど。

○大本ガス安全室長　事業者のヒアリングの中で伺った例ですけれども、機器の点検に訪問させてもらったときに、台所を掃除しますという事業者がいて、ガスの点検とともに台所のお掃除をするなどの工夫をしている事業者があることは伺っております。場合によってはいろいろな工夫を事業者の中でもやって、そのときはLPガスの例ですけれども、いかにお客様との関係で、やはり自由競争でありますので、頑張れるところは頑張っているという例もございます。

○橘川委員長　佐々木委員、お願いします。

○佐々木委員　定期調査につきましては、私どもは機器のメーカーなのですけれども、何でガスの違いによって3年と4年と違うのだというのが素朴な疑問で今までありました。

都市ガスもLPガスも同じような安全基準で作っているので、1つが3年で1つが4年というのが逆に不思議で、年数の問題は別にして、都市ガスの事業者もLPガスを販売していますので、やはり1本にしたほうがいいのだろうという感じはします。

○橘川委員長 他にはよろしいですか。どうでしょうか。

○佐々木委員 先ほどの注2、松村さんのお話ですけれども、おそらく小型湯沸かし器とガステーブルというのは家電量販店で売っております。今はゴムホースの接続は禁止されていますけれども、昔はつけていました。昔の家でもゴムホースを買って、漏れにくくて、つけられることがあります。そのつけ方によって、バンドはやるのですけれども、そこからガスが漏れる場合があって、事故につながるケースがたまに出てきます。多分そういうことをいっているかと思います。

○橘川委員長 いずれにしましても、あとでデータがわかりましたらメール等々で事務局から委員の方々にお答え願いたいと思います。他にはいかがでしょうか。全体としましては、幾つか細かいところ、あるいはこれから具体的な文言をつくっていくときに対する注文は出たと思うのですが、大きな異論は今のところなかったように思うのですけれども、いかがでしょうか。松村委員、どうぞ。

○松村委員 大きなことは全くありません。論点の7ページなのですが、要するにガス事業法で今40ヵ月になっているというところで、年で区切るよりも、要するに3年に1回というと実質3年に1回できないから、できるように40ヵ月にしたと書いてあるのです。そうすると、4年に1回というか、48ヵ月に1回を確実にやろうとすると、54～55ヵ月にしなければいけないということがあり得るのか、そのところがちょっとよくわからないのです。

○大本ガス安全室長 そこは、今の誤差も含めた上で4年に一回以上にしたらいいのではないかという提案なので、今の4年に一回を基準にしてまた中途半端な数字である54～55ヶ月を想定して御提案しているのではないということだけは御理解いただければと思います。

○橘川委員長 どうぞ。

○内藤代理 今お調べの間に実態を申し上げますと、私どもでは4年に1回ということで、例えばある年11月30日に調査をしましたら、4年後には11月20日に調査をして、また4年たつと11月5日ぐらいに調査をしてとだんだん前になっていくのが実態のようでございます。それはやむを得ないですね。

○橘川委員長 ほかに。山田委員、お願いします。

○山田委員 ちょっと教えてください。注2です。3回以上の訪問後は、ガスの使用者からの連絡を待ち、連絡が入り次第調査を実施する体制とされているとありますが、3回以上訪問していただいて、使用者のほうから訪問してくださいという御連絡をしなければいけないということですよ。その方法なのですけれども、DMとかテレビとかテレビのCMなどで皆さんに周知徹底するという方法はいかがなものでしょうか。

○大本ガス安全室長 ダイレクトメールなどのやり方を工夫すべきということですね。

○山田委員 方法です。3回訪問していただいて不在している方は、なかなか連絡がないような気がします。実際はありますか。そういうことをお聞きしたいのです。

○内藤代理 現時点ではダイレクトメールでお知らせして、それから訪問したときに不在票というカードを置いてきてやるのですけれども、それをやってお答えがない方は本当に連絡がないというのが実態です。松村さんとかはいかがなさっていらっしゃいますか。

○松村委員 実態はよくわかりませんが、おそらくそういうことだと思います。要するに、不在連絡票を入れても御覧にならない方にダイレクトメールを出しても同じことで、変わりがないのではないかと推測いたします。

○大本ガス安全室長 一応、参考資料の最後の7ページ目の小さい字で※4で、これはLPガスの例なのですが、保安ガイドという一般的なところの中に、不在の運用例としては往復はがきを投函して連絡を待つという、大体こうやって運用して、ガス事業者も投函して連絡を待つという運用をして、実は消費者が拒否した場合はやらなくていいと今の法令上で定めていますので、消費者によっては自分の責任になるのですけれども、いいですという人もやはりいることはあります。ただ、ガス会社としては、やはりいろいろな工夫でお知らせして、大体は応じていただいているのですけれども、なかなか応じていただけないという実態もあると伺っております。

○橘川委員長 この書類の8ページの今後の方向の書き方なのですけれども、先に3回で不在として処理することができるといった後に努力すると書くのは何となく順番が逆なのではないかと思うので、最後の段落の方を前にもって行って、努力するというのを上にしておいて、それを尽くした上でだめだったらば不在として処理するという順番の表現にしたほうがわかりやすいかと思います。

○大本ガス安全室長 そのようなことで工夫させていただきます。

○橘川委員長 それでは、よろしいでしょうか。全体としては、これから細かい制度を

作り上げていく上でいろいろな貴重な御意見をたくさんいただいたと思いますが、資料2で打ち出している方向性、全体については大きな異論はなかったと思います。そのようにまとめる方向でよろしいでしょうか。ということで、今後の具体的な策定については事務局と相談しながら座長一任ということでよろしいでしょうか。どうもありがとうございました。それでは、委員の皆さんはほかに全体を通じて御意見ございますでしょうか。作田委員、お願いします。

○作田委員 委員長のおっしゃるとおりでございまして、今回、これは基本的な方向性を決める会議だと私は了解しています。大変細かい意見はございましたけれども、とにかく簡易ガスはなくなるのです。したがって、ガス事業法に残るはずがないので、残ったのはLPガスの供給者ですから、これは液石法全体で統制するのが極めて妥当だと思いますし、必要とあれば液石法を修正等すればいいので、大体、液石法も法律というよりはほぼ省令に落ちていますから、修正しようと思ったら立法技術的にそんなに難しいことはないのです。したがって、皆さん方のいろいろな細かい意見を聞いて、なるべく細かい意見も含めて省令を必要とあれば修正しながら、基本的には液石法で統括する。これが極めて妥当だと思いますので、橘川委員長とおそらく同じ御意見だと思いますので、あえて申し上げます。ありがとうございました。

○橘川委員長 よろしいでしょうか。それでは大本室長から今後の予定をお願いします。

○大本ガス安全室長 ありがとうございました。本日、委員からの御質問にお答えできなかった部分は、後日確認して、また御連絡させていただければと思いますし、後日何か気づいた点がありましたら、また事務局に御連絡いただければと思っています。

論点1、2はガス安全小委員会でも同じ論点になっていますが、ガス安全小委でも、特段大きな異論はなかったと理解しておりますが、ガス安全小委のまとめ方とうまく整合化させた形でこちらのとりまとめもさせてもらえればと思ひまして、またその辺については委員長とも相談させてもらって、御連絡をさせてもらえればと考えてございます。

次回につきましては、7月16日に予備日とさせてもらいましたが、これはなしということで、また必要なタイミングで委員会の開催は御連絡させていただければと思っています。

○橘川委員長 本日は、お忙しいところどうもありがとうございました。

以上をもって小委員会を終わらせていただきます。

—了—